

○寒川町立文化福祉会館条例施行規則

昭和57年3月31日

規則第7号

改正 昭和60年7月31日規則第20号

昭和64年1月7日規則第1号

平成12年3月27日規則第5号

平成19年3月29日規則第11号

(事務の委任)

第1条 寒川町立文化福祉会館条例(昭和57年寒川町条例第8号。以下「条例」という。)に基づく次に掲げる事務は、寒川町立文化福祉会館(以下「会館」という。)の長(以下「館長」という。)に委任する。

- (1) 条例第3条の規定により使用の承認をすること。
- (2) 条例第4条の規定により使用承認を取り消し、又は使用を中止させること。

(休館日)

第2条 会館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)の規定する休日の翌日
- (3) 1月1日、同月3日及び12月29日から同月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第3条 会館の開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、館長が特別の理由があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

2 前項に規定する開館時間は、準備及び原状に復するために要する時間を含むものとする。

(使用の申込み)

第4条 条例第3条第1項の規定により会館の使用の承認を受けようとする者は、文化福祉会館使用承認申請書(第1号様式)により館長に申し込まなければならない。

2 前項に規定する申込み期間は、使用しようとする日の属する月の2か月前の初日から使用しようとする日の3日前までとする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用承認等の通知)

第5条 館長は、前条の規定による申込みがあつた場合において、その使用を承認するときは文化福祉会館使用承認書(第2号様式)により、その使用を承認しないときはその旨を申込者に通知しなければならない。

2 会館の使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用の際前項の文化福祉会館使用承認書を携帯し、係員の要求があつたときは、直ちに提示しなければならない。

(使用の取消し及び変更)

第6条 使用者が、使用を取り消し、又は変更しようとするときは、直ちに文化福祉会館使用取消(変更)承認申請書(第3号様式)に既に交付を受けた文化福祉会館使用承認書を添えて、館長に申し込まなければならない。

2 館長は、前項の規定による申込みがあつた場合においてその使用を取り消し、又は変更を承認するときは文化福祉会館使用取消(変更)承認書(第4号様式)により、変更を承認し

ないときはその旨を申込者に通知しなければならない。

(使用回数の制限)

第7条 館長は、会館の使用の公平を図るため、同一使用者が1か月内に会館を使用する回数を制限することができる。

(整理員の配置)

第8条 使用者は、会館を使用するに当たり、会館の内外の秩序を保持するために必要な整理員を配置しなければならない。ただし、館長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(使用者等の遵守事項)

第9条 使用者及び入場者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された以外の施設及び設備を使用しないこと。
- (2) 壁、柱、窓等にはり紙し、又は釘類を打ち込まないこと。
- (3) 所定の場所以外で喫煙又は飲食をしないこと。
- (4) 危険物を持ち込まないこと。
- (5) 許可なく物品を販売しないこと。
- (6) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。
- (7) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (8) 関係職員の指示に従うこと。

(係員の職務上の立入)

第10条 館長は、会館の管理運営上必要と認めたときは、係員を使用している施設に立ち入らせることができる。この場合、使用者は、当該係員の立ち入りを拒むことができない。

(原状回復の義務等)

第11条 使用者は、会館の使用を終了したときは、直ちに原状に復し、係員にその旨を告げ点検を受けなければならない。条例第4条の規定により使用の承認を取り消し、又は使用を中止させられたときも、同様とする。

(損害賠償)

第12条 使用者は、会館の建物又は附属設備若しくは器具等を故意又は過失により損傷し、又は滅失した場合は、直ちにその旨を館長に届け出て館長の定めるところにより損害を賠償しなければならない。

(平19規則11・一部改正)

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、会館の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年7月31日規則第20号)

この規則は、昭和60年8月1日から施行し、同日以後の文化福社会館の使用の申込みに係るものから適用する。

附 則(昭和64年1月7日規則第1号)

この規則は、平成元年1月8日から施行する。

附 則(平成12年3月27日規則第5号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(残存用紙の使用)

3 この規則の施行前に、旧規則の規定により既に調製された様式で用紙が現に残存するものに限り、所要の調整をし、当分の間使用することができる。

附 則(平成19年3月29日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式(第4条関係)

文化福祉会館使用承認申請書

年 月 日		
(あて先)寒川町 文化福祉会館長		
団体名		
住 所		
申請者 氏 名		
電 話 ()		
寒川町 文化福祉会館の使用の承認を受けたいので、次のとおり申請いたします。		
使用年月日	年 月 日(曜日)	
使用目的		
使用責任者	住所	職業
	氏名	電話
施設名	使用時間	集合人員

第2号様式(第5条関係)

文化福祉会館使用承認書

年 月 日		
様		
寒川町 文化福祉会館長 印		
寒川町 文化福祉会館の使用を次のとおり承認します。		
使用年月日	年 月 日(曜日)	
使用目的		
使用責任者	住所	職業
	氏名	電話
施設名	使用時間	集合人員
承認の条件		

第3号様式(第6条関係)

文化福祉会館使用取消(変更)承認申請書

年 月 日		
(あて先)寒川町 文化福祉会館長		
団体名 住 所 申請者 氏 名 電 話 ()		
年 月 日付けで使用承認を受けた寒川町 文化福祉会館の使用取消 (変更)承認を受けたいので、次のとおり申請いたします。		
変更後の使用年月日	年 月 日(曜日)	
取消(変更)の理由		
使 用 責 任 者	住所	職業
	氏名	電話
施 設 名	使 用 時 間	集 合 人 員

第4号様式(第6条関係)

文化福祉会館使用取消(変更)承認書

年 月 日		
様		
寒川町 文化福祉会館長 印		
年 月 日付けで使用承認をした寒川町 文化福祉会館の使用取消(変更)について、次のとおり承認します。		
変更後の使用年月日	年 月 日(曜日)	
取消(変更)の理由		
使用責任者	住所	職業
	氏名	電話
施設名	使用時間	集合人員
承認の条件		

第1号様式(第4条関係)

(昭60規則20・昭64規則1・平12規則5・平19規則11・一部改正)

第2号様式(第5条関係)

(昭60規則20・昭64規則1・平19規則11・一部改正)

第3号様式(第6条関係)

(昭60規則20・昭64規則1・平12規則5・平19規則11・一部改正)

第4号様式(第6条関係)

(昭60規則20・昭64規則1・平19規則11・一部改正)